

2023年10月31日（火）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 中村、角田
ダイヤル 052-961-7255
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 中根、高橋
内線 3045、3050
ダイヤル 052-954-6225

尾張旭市における土壌汚染について

キグナス石油株式会社（東京都千代田区）が尾張旭市内のセルフ森林公園給油所の廃止に伴い、土壌汚染等調査を実施したところ、土壌汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

1 報告内容

(1) 報告者

キグナス石油株式会社

(2) 報告年月日

2023年10月31日（火）

(3) 汚染が判明した土地の所在地

愛知県尾張旭市東栄町三丁目1番7の一部

(4) 報告の根拠

県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）

(5) 調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり条例に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数/ 調査区画数 ^{注2}
鉛及び その化合物	0.023mg/L (2.3倍) ^{注1}	0.01mg/L 以下	1.0m 1.15～1.65m	1 / 9

注1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注2：調査対象地を10メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で条例に規定する土壌含有量基準に適合していました。

ウ 地下水

全ての調査地点で条例に規定する地下水基準に適合していました。

(6) 当該地の現在の状況

土壌汚染が判明した場所は、コンクリート舗装で覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を全て掘削除去する予定です。

県は、事業者に対し、土壌汚染対策を適切に実施するよう指導していきます。

3 事業者の連絡先

キグナス石油株式会社 リテール開発部 佐々木

住所 東京都千代田区大手町 2-3-2 大手町プレイスイーストタワー10階

電話 03-5204-1613

4 調査対象地の概要

(1) 面積

677.00 m²

(2) 調査対象地の利用状況

当該地は、1981年から2023年8月まで、ガソリンスタンドの敷地として利用されてきました。1987年までは、鉛が含まれている有鉛ガソリンを取り扱っていた可能性があります。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参 考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・鉛及びその化合物

化合物によって毒性は異なりますが、高濃度の鉛による中毒の症状としては、食欲不振、貧血、尿量減少、腕や足の筋肉の虚弱などがあります。体内に取り込まれた鉛は血中などに分布したあと、90%以上が骨に沈着します。主に尿に含まれて排泄されますが、体内の濃度が半分になるには約5年かかり、長く体内に残ります。

(参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」)